

職員の倫理意識の向上に関するこれまでの取組みについて

1 「倫理の日」の制定

職員の倫理観を向上させ、公務員としての責務等を繰り返し自覚する機会づくりとするため、平成26年12月から、毎月第一月曜日（休日等の場合はその翌日）を「倫理の日」と定め、下記の取組みを実施している。

(1) 「サービスの宣誓」の復唱

地方公務員法第31条及び長岡市職員のサービスの宣誓に関する条例に基づく「サービスの宣誓書」に定める文言を「倫理の日」に復唱する。

復唱は、所属職員が一堂に会して行うことを原則とするが、部署等により係単位や職員個々での復唱も可としている。

(2) 倫理ミーティングの実施

倫理観の向上等に関し、職員一人ひとりが自ら考える力を醸成するため、ミーティングを行っている。

ミーティングの議題は「倫理の日」に人事課が提示し、当月内の任意の時間に係単位で実施することとしている。また、年1回程度、チェックシートにより自身の言動の振り返りを行っている。

参考 職員倫理ミーティングの議題（不祥事防止関連テーマ）

通知月	議 題
H27. 1	平成26年に全国で発生した公務員に係る不祥事（情報漏洩・収賄等含む）について、その背景や防止策
H27. 12	職務内外で「情報」を取り扱う際に、今後、改善が必要なことや気をつけたいこと等について
H28. 10	倫理観向上の各種取組みを継続実施しているにも関わらず、「なぜ不祥事等が起こっているのか」、「不祥事等を無くすには今後どうすればよいか」について
H29. 2	昨年12月から2ヶ月連続で懲戒処分が行われたことにより、普段の行動や仕事の進め方を振り返り、守るべき「ルール」や「マナー」の中で、「いい加減にしがちなこと」、「ルーズになりがちなこと」を洗い出し、その原因及び改善策について
H30. 10	業者や関連団体と接するうえで、気を付けることや確認しておくべきことについて
H30. 12	倫理週間に掲載された資料（「サービスの根本基準」「交通安全」「ハラスメント」「不祥事防止」「信頼される職員」）を題材にした今年の行動の振り返り
H31. 2	職場において管理すべき情報の内容や、管理方法における改善点など、情報管理のあり方について

2 12月第一週を「倫理向上週間」として制定

職員に対し、倫理意識の再確認及び啓発を行うため、啓発資料の掲示を行う。

3 服務規律に関する職員への通知（通年5回程度）

通知月	内 容
3月	年度末及び年度初めにおける服務規律の確保等について
4月	服務規律の確保及び適正な事務事業の執行等について ゴールデンウィーク中の服務規律の確保について
6月	夏季における服務規律の確保について
12月	綱紀の保持及び服務規律の確保について
不定期	選挙における服務規律の確保について

4 職員倫理研修（H30年度）

開催月	対象者等
4/3	74人（新規採用職員 第1次研修）
4/16	40人（新任係長）
4/17	23人（新任課長補佐）
7/26、8/23	61人（28歳以上主事）
9/12	47人（24歳主事）
10/1	67人（新規採用職員 第2次研修）
12/5	15人（18～20歳主事）
1/31	55人（前年1/1～12/31までに採用の臨時職員）
4/25、4/26	3人（課長補佐級職員を公務員倫理講師養成講座へ派遣）

5 平成31年1月（事件発生）以降の職員倫理研修の実施状況

開催日	対象者等
1/29（火）	161人（発注・入札・契約関係部署の部課長、課長補佐級職員）
2/5（火）	128人（発注・入札・契約関係部署の係長以下職員）
2/20（水）	79人（市長・特別職及び上記2回で受講していない部課長、 課長補佐級職員）
3月以降	順次、月2回程度、正規職員約2,400人に実施予定